

原子力発電所周辺地域における防災対策の充実・強化

(原子力災害対策事業費補助金)

内閣府（一般会計）100億円

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

原子力発電施設の立地道県等が、原子力災害対策指針に基づき行う、以下の取組について充実・強化を図る必要があります。

- ①要配慮者や住民等の屋内退避施設の放射線防護対策
- ②現地の緊急時対策拠点施設の放射線防護対策
- ③孤立化するおそれのある地域に所在する要配慮者や住民等の屋内退避施設の放射線防護対策
- ④代替オフサイトセンターの機能強化

○事業の内容・実施項目

① 要配慮者等の屋内退避施設の放射線防護対策事業（概ね10km圏内）

緊急時に即時避難が困難な病院や社会福祉施設の入所者等の要配慮者や住民等が屋内退避するための建物の放射線防護対策及び当該施設において屋内退避の実施に必要な資機材の整備、物資の備蓄を支援します。

② 現地の対策拠点施設の放射線防護対策事業（概ね10km圏内）

原子力災害対策の拠点施設であって、緊急時の高い空間放射線量率の中でも職員等が即時避難することなく、一定期間、緊急時対応を実施することとなる施設について、放射線防護対策を支援します。

③ UPZ圏内（概ね30km圏内）における孤立化対策

離島、半島及び山間部等であって、その地理的特性から自然災害等によって避難経路が遮断され、孤立化するおそれのある地域に所在する病院や社会福祉施設等の要配慮者施設及び屋内退避施設の放射線防護対策並びに当該施設において屋内退避の実施に必要な資機材の整備、物資の備蓄を支援します。

（上記①を除く。）

④ 代替オフサイトセンターへの非常用発電機の設置

緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設（代替オフサイトセンター）のうち、非常用発電機が整備されていない施設に同設備を設置することにより、拠点施設としての機能を強化します。

事業のスキーム



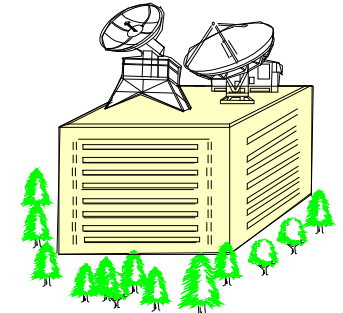
定額を補助

立地道県等

具体的な成果イメージ



屋内退避施設

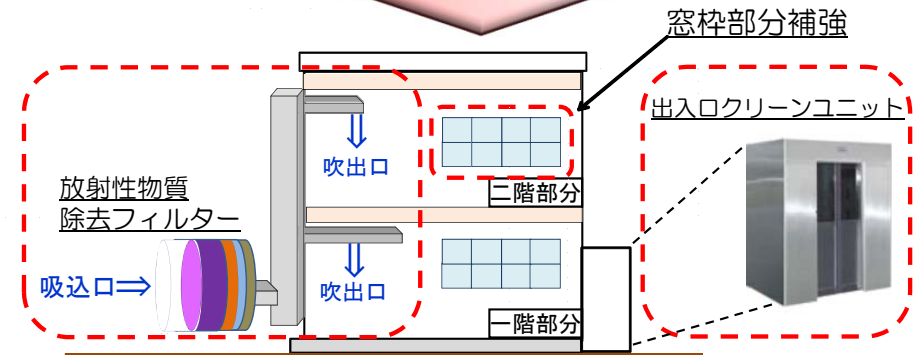


現地の対策拠点施設

※ 対象となる施設は、耐震性等の基準を満たしていることが必要

原子力災害対策事業費補助金

放射線防護
機能付加



除去フィルター



吹出口と通気口



必要な資機材等

放射線防護対策のイメージ図